

前回審議会からの修正内容〔第三次基本構想（素案）：はじめに～第3章〕

第二次基本構想	第三次基本構想（素案） 前回案	委員・庁内意見	意見への対応	第三次基本構想（素案） 意見対応後
<p>はじめに</p> <p>私たちは、昭和57年に緑豊かな狭山丘陵を背にして広がるこの地に、恒久の平和と健康でより文化的な生活を営むことのできる地域社会の実現を願い、あすの東大和を育てていくための共通の目標である人間性の尊重を基調とした基本構想を策定し、この20年余の間まちづくりの基本指針として、その実現に向け積極的な取り組みを進めてきました。</p> <p>この間、社会・経済情勢は、少子高齢化の進行、情報通信技術の発達、国際化や環境問題への対応など大きく変化するとともに、価値観の多様化や地方分権の進展、さらには、長引く景気低迷の影響などから、市の行財政システム自体も、時代に相応した新たなものへと転換が迫られております。</p> <p>このため、構想期間の満了とあわせて前基本構想を継承・発展させながら、21世紀初頭を展望した新たな時代にふさわしい基本構想を策定することとしました。</p> <p>また、この基本構想を実現するため、基本計画を策定し、着実な計画の遂行をめざします。</p>	<p>はじめに</p> <p>私たちは、平成13年（2001年）に、めざす将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、<u>この20年余の間まちづくりの基本指針として、その実現に向けて積極的な取組を進めてきました。</u></p> <p><u>この間、社会・経済情勢は、情報通信技術の発達、国際化や環境問題への対応、価値観の多様化、地方分権の進展などにより大きく変化しました。これらを起因とする課題への対応が、私たちに求められています。</u></p> <p><u>中でも、大きな課題となっているのが、急速に進行している少子高齢化と人口減少への対応です。今後のまちづくりも、時代の変化に対応した新しい形へ転換する必要があります。</u></p> <p>そこで、第二次基本構想を継承、発展させながら、大きく変化する社会・経済情勢の中にあっても、活力あるまち、持続可能な<u>まちづくりをめざして</u>、新しい基本構想を策定することとしました。</p> <p>なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の方が読んでも、この基本構想の必要性がわかるような、格調高いわかりやすい文章にすべき。 ・内容としては、世界的な情勢を踏まえ、国内外のニーズとその対応を念頭に置き、世界と日本の現状と東大和市のあるべき姿について追記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の必要性がわかるように、「はじめに」の文章全体を見直す ・世界的な情勢も踏まえて、「社会・経済情勢は、大きく変化」と表現しているため、追記は行わない。 ・市の公文書作成のルールに基づき、「めざす」は「目指す」に変更する（以下同様）。 	<p>私たちは、平成13年（2001年）に、<u>目指す</u>将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、<u>この目標の達成に向けて、積極的な取組を進めてきました。</u></p> <p><u>この間、社会・経済情勢は、大きく変化しました。特に、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応は、大きな課題となっています。今後のまちづくりも、時代の変化に対応した新しい形へ転換する必要があります。</u></p> <p>そこで、第二次基本構想を継承、発展させながら、大きく変化する社会・経済情勢の中にあっても、活力あるまち、持続可能な<u>まちを</u>目指して、新しい基本構想を策定することとしました。<u>私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。</u></p> <p>なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。</p>

第二次基本構想	第三次基本構想（素案） 前回案	委員・庁内意見	意見への対応	第三次基本構想（素案） 意見対応後
<p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>3 国・都などは、東大和に関する計画の策定や事業を行うにあたって、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p>	<p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と市が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>3 削除</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>（前回の事務局の考え方） 市以外の行政機関の行動を義務付けることは困難であると考え、「行政」を「市」とし、項目3を削除する。</p> </div> <p>第2章 基本構想の前提</p> <p>1 目標年次</p> <p>この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。</p> <p>2 将来人口の見通し</p> <p>市の総人口（住民基本台帳の実績値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の86,324人をピークとして減少傾向に転じ、平成31年（2019年）1月には85,565人となりました。この減少傾向は、今後も続く見込みで、令和23年度（2041年度）には、79,756人となる見通しです。</p>	<p>・1の中に「総合的な市政運営」とあるが、財政の視点も重要であるので、「財政を考慮して」のような文言を追加するのはどうか。「市政運営」を「行財政運営」に置き換えても良い。</p> <p>・国・都に対して、市の基本的な考え方を明らかにすることは大切であり、同趣旨の規定は残すべき。</p>	<p>・「総合的な市政運営」は、財政を含めた市政運営全般を表した言葉である。そのため、ここでの文言の追加等を行わず、財政については、第5章の基本施策等の中で表現する。</p> <p>・国と地方の役割分担について規定している地方自治法（※）に根拠を置いた考え方として整理して、同趣旨の規定は残す。地方自治法第1条の2第2項を参考として文言を改める。</p> <p>・人口推計の期間が約20年間と長く、差異が生じる可能性があることを考慮して、人口の表示は、おおむねの人数とする。</p>	<p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>3 国・都などは、市に関する制度の策定及び施策の実施にあたっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p> <p>第2章 基本構想の前提</p> <p>1 目標年次</p> <p>この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。</p> <p>2 将来人口の見通し</p> <p>市の総人口（住民基本台帳の実績値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度（2041年度）の市の総人口は、約8万人となる見通しです。</p>

※地方自治法
第1条の2

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第2条

⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。

次基本構想	第三次基本構想（素案） 前回案	委員・庁内意見	意見への対応	第三次基本構想（素案） 意見対応後
<p>第2章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上 まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。</p> <p>2 市民自治の確立 まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と行動を通して市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。</p> <p>3 市民文化の創造 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していただけるような魅力ある文化を創造していきます。</p>	<p>第3章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上 まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。</p> <p>2 市民自治の確立 まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。</p> <p>3 市民文化の発展 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していただけるような市民文化の発展をめざしていきます。</p>	<p>・「この」は、一定の記述の後に、その内容を指し示すために使用するものであり、当該箇所での使用はなじまない。</p> <p>・「人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開」するにあたっては、自然環境や生物多様性を含めた生活環境を守ることが前提とし必要であるので、そのことを基本姿勢の1つとして掲げるべき。</p> <p>・「平和」「戦争」などの文言を入れても良いのではないか。</p>	<p>・「この」は削除する。</p> <p>・自然環境や生活環境を守る必要性については、1の「市民生活の向上」のための1つの要素であると考え。そのため、自然環境や生活環境を守る必要性については、第5章の基本施策等の中で表現する。</p> <p>・平和については、「文化」の中の1つの要素であると考え。参考として、文化芸術基本法（※）においては、文化芸術を「世界の平和に寄与する」と規定しており、文化と平和が近い関係にあることを表している。そのため、平和については、第5章の基本施策等の中で表現する。</p>	<p>第3章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上 まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上を目指していきます。</p> <p>2 市民自治の確立 まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を目指していきます。</p> <p>3 市民文化の発展 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していただけるような市民文化の発展を目指していきます。</p>

※文化芸術基本法 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。